

兵役拒否をめぐるアポリア

——アポリアの認定・無視・粉飾と回避・緩和・解決——

市川 ひろみ

違法行為に加担するよという命令は、間違いなくそれ自身が不法です。私は、名誉と誠実を重んじる将校として、そのような命令を拒否しなければなりません。

イラク戦争への派遣を拒否したエレン・ワタダ米軍中尉⁽¹⁾

はじめに

徴兵制の下では、自らの良心（信仰・信条）のために武器を手にすることができない人は深刻なアポリアに陥る。彼らのうち兵役を拒否しようとした人は、強大な権力を有する国家に一人で対峙しなければならない。一人の行動では政策を変えることおろか、国家の課す義務から逃れることは不可能で、兵役拒否者は全くの無力な存在のように見える。しかし、歴史を振り返ってみれば、兵役拒否者の良心に従った決断が、制度を変える契機となってきた。アポリアに直面し、苦悩し、しかも自分の行動によってアポリアを作り出している社会状況を変えることができるわけではない時、それでもなお、アポリアに身をすくめるのでもなく、どうせ変えられないと諦めるのでもなく、そのアポリアと向き合い、解こうと行動する人がいた。個人の内面の自由（良心）と国家の追求する価値とが原理的にアンチノミー（アポリア）であったからこそ、国家も兵役拒否者の良心を否定することはできなかった。

(1) エレン・ワタダ「命令拒否についての声明」2006年6月7日。

<https://www.youtube.com/watch?v=4isoHtU4wXI>（最終閲覧日 2019年4月12日）

兵役拒否をめぐるのは、個人と国家にとって複数の解きたいアポリアを発見することができる。ジレンマ（相反する事柄の板挟み）と、アンチノミー（二律背反）である。しかし、そのすべてがアポリアとして認識されている訳ではない。社会においてアポリアだとされているものは、なんらかの意図によってアポリアとして選定・認定されている。さらには、現実にはアポリアではないものをアポリアとして設定（似非アポリア）されることもある。ある人が「アポリアだと思っているもの」は誰かによって作り上げられた「似非アポリア」かも知れない。だとすると、その作為性に気づくことでアポリア状況にあると思いついていた当事者は、その呪縛から解放される。誰が似非アポリアを作っているのか、その意図は何かを発見することで、問題の本質にたどり着くことが可能となる。

現実のアポリアは、そのアポリアをもたらしめている状況から除外したり、ずらしたり、妥協することで回避・緩和・解消することができる。ジレンマ、アンチノミーというアポリアにあっては、どちらか一方が正しいと決めることはできない。個人としてはどちらかに「決断」することでアポリアを「克服」することは可能であるが、社会としてはどちらか一つを選択することはできない。根本的なアポリアはそのままに残しつつ、現実的なアポリアの緩和策を探るものである。現実のアポリアの対立を別のレベルに移し、対立しているレベルからより大きな枠組みで捉えることで、アポリアは解決しうる。

本稿では、誰がアポリアを認定／無視しているのか、現実には誰にとってのアポリアなのか、現実のアポリアは解決／緩和することができるのかという観点から論じる。

1. 兵役拒否とは

狭義では、個人が、自らの信仰や信条によって軍隊での役務を拒否することを指す。歴史的には、古代ローマ時代にキリスト者が帝国軍への従軍を拒否

した例に遡るが、兵役拒否が社会問題として顕在化したのは、二つの世界大戦時である。欧米諸国において何万人もの人々が武器を手にするのを拒否して投獄や重労働などを科せられ、処刑された人も少なくなかった。この経験を経て第二次世界大戦後、兵役拒否は、世界人権宣言や国際人権規約等に基づく権利として尊重されるべきと考えられるようになった。さらに、すでに軍務に就いている個々の軍人・兵士についても、違法／非人道的な命令を拒否する国際法上の権利および義務があるとされるに至っている⁽²⁾。

兵役拒否の制度は、歴史、文化、時代によって異なるが、次の四つの類型（表1）に整理することができる⁽³⁾。大きく分けると、徴兵制の下での内面の自由を尊重しようとする自由主義的兵役拒否と、軍隊内での兵士・軍人による選択的兵役（命令）拒否がある。

それぞれの兵役拒否制度を簡単に説明すると、①免除型兵役拒否は、兵役拒否者を兵役から免除するものであり、②代替役務型兵役拒否では、兵役拒否者は戦闘任務ではない別の代替任務に就くことが求められる。その代替の役務が軍隊とは切り離された内容（福祉分野など）である場合は、③民間役務型となる。④選択的兵役（命令）拒否は、兵士・軍人による特定の命令拒否であり、抗命権であると同時に違法な命令には従わない抗命義務でもある。

これら4つの兵役拒否のありようについては、ドイツの例にみることができる。ドイツは二度の世界大戦を引き起こし、その結果45年間にわたって東西に分断されていたことから、兵役は東西両ドイツ国民にとって重要な関心事であった。西ドイツ建国時の1949年に制定された基本法第4条3項は、「何人も、その良心に反して武器を持ってする戦争の役務を強制されてはならない」と明記している。これは、兵役拒否権が憲法上の基本権として世界

(2) 兵役拒否の理念と実践は西洋近代諸国家において、キリスト教の伝統の中で発生・発展してきたものであり、歴史的・地理的に限定されている。第二次世界大戦以降、韓国をはじめ非西洋諸国においても、兵役拒否が社会問題として認識されるようになったが、本報告では、西洋近代国家での兵役拒否について論じる。

(3) 兵役拒否の歴史的展開については、市川ひろみ『兵役拒否の思想－市民的不服従の理念と展開』明石書店、2007年。79－103頁。

表1 兵役拒否類型

	徴兵制の下での兵役拒否（自由主義的）*			軍隊内での命令拒否（正戦論的）
類型	① 免除型 兵役拒否	② 代替役務型 兵役拒否	③ 民間役務型 兵役拒否	④ 選択的 兵役（命令） 拒否
権利・義務	良心（信仰・信条）の自由	良心（信仰・信条）の自由	良心（信仰・信条）の自由	良心（信仰・信条）の自由 抗命権および抗命義務
動機	信仰 平和主義 非暴力	信仰 平和主義 非暴力	信仰 平和主義 非暴力	個々の命令の正当性への懐疑
実態	軍隊外	軍隊内・外 非戦闘役務	軍隊外 民間役務	軍隊内 個別に判断した命令
武力行使についての態度	武力行使の否定	兵士との連帯 戦争遂行協力	戦争に批判的	戦争・武力行使は否定しないが、その方法・目的に批判的
政治・社会との関わり	できる限り距離をもつ	積極的に関わる	積極的に関わる	積極的に関わる
政策・命令の正当性への批判	なし	なし	なし	あり

* 良心（信仰・信条）は変化しうるので、入隊後であっても、兵士・軍人に良心的兵役拒否の制度（非戦闘役務への異動や除隊が可能）をもつ軍隊もある。

の憲法史上初めて保障するものであった。東ドイツでは、東欧圏では唯一の兵役拒否制度として建設部隊が徴兵制導入から2年後の1964年に導入された。東西ドイツ統一後は、軍人による選択的兵役拒否の事例もある。本報告

では、特に、アポリアに直面した個人の良心の決定がアポリア状況を変化させるダイナミズムについて、ドイツの例を中心に論じる。

2. アポリアの認定・無視・粉飾

2.1. 無視・粉飾されるアポリア

武器をもって祖国を守るのは国民の義務であり、崇高な使命であるという論理の下にある徴兵制には、長らくアポリアは認識されてこなかった。近代国家においては、国防の義務を負うものが、国家を構成し、国家の保護を受けられることができる「国民」の資格を手に入れることができるとされた。兵役を果すことが許されない障害者や女性、マイノリティーの人々が二級市民扱いされることも正当化されてきた。ところが、「一級市民」であるはずの兵士は、軍隊内、特に戦場では過酷な状況に追いやられる。国家の保護を受けることのできる国民になるためには国防の義務を負わねばならないが、その義務を遂行するにあたって、兵士は自身の安全を保障されない。兵士となった人は、任務遂行にあたって自身の命を投げ出すことさえも求められるのだが、そのことによって守ろうとする自身の家族を窮地に追い込むという逆説（パラドックス）に陥る。

個人（当事者）レベル 国民としての義務 ⇔ 生命の危険

国家レベル 国家安全保障 ⇔ 国民の生命

このアポリアは、兵士を英雄視し、戦死を名誉として称えることによって無視／隠蔽／粉飾される。国は、兵士を「祖国・家族を守る英雄」として賞賛することで、現実には苦役（精神的にも肉体的にも社会的にも）である兵役を崇高な使命として粉飾する。この粉飾によって、国は、国民である兵士

を保護する国家の義務から自らを免責してきた。国民の生命と国家安全保障をアポリアとして認定せず、見えないように粉飾しているのである「アポリアの無視・粉飾」。国家が政策として武力行使する限り、このアポリアは解決されることはない「アポリアの継続」。だからこそ、国家はアポリアであることを認めることができない。

そして、このアポリアの無視・粉飾は武力行使の際に消費される当事者によっても、強化されてきた。戦死者遺族の多くが、靖国神社に英霊として祀られることを受け入れている。たとえ「崇高な使命」に胡散臭さを嗅ぎ取っていたとしても、国家の方針に背くことが困難であるとき、それを進んで受け入れようとする人は少なくない。追いつめられた当事者は、どうしようもないので、自分の置かれた状況は「アポリアではない」と思い込もうとする。典型例は、太平洋戦争末期の特攻攻撃にみることができる。お国のためだとして兵士は、戦うことではなく、死ぬことを求められた。命令を受けた人は、現実には上官の命令と自ら命のジレンマに直面していたのであるが、「お国のため」を「家族のため」にずらすことで、自身が強いられているアポリアを解消（昇華）しようとした。そして、不本意ながらもこのような「尊い犠牲」となることで、国によるアポリアの無視・粉飾を追認し、他の人々に現実のアポリアを強いることになってしまう。

2.2. 似非アポリア

兵士である国民の生命をコストとして消費してしまうという徴兵制にともなう最も根源的なアポリアは、兵士を英雄とするフィクションによって粉飾されてきた。そうであるからこそ、兵役拒否者はそのフィクションを突き崩しかねない存在として敵視の対象であった。英雄としての兵士像を受け入れないのであれば、国家の保護を受ける資格のない「非国民」として処罰されるべき存在とされた「アポリアの拒絶」。そして、兵役拒否者は、国民の義務を果たさない「非国民」、他人に苦役を押しつける「卑怯者」と非難される。

これは、国家の安全保障には徴兵制による兵員確保が必要であるという「制約」を所与のものとしている。

兵役拒否者の内面の自由と他者の犠牲が二律背反の関係にあるとの前提に基づくと、自らの良心が武器を持つことを許さない個人はジレンマに陥る。つまり、自分の良心の自由のために他の誰かを危険にさらすことになってしまうと悩むことになる⁽⁴⁾。

個人（当事者）レベル 兵役拒否の内面の自由 ⇔ 他の誰かの犠牲（戦場に派遣される）

ここには、似非アポリアが設定されている。この似非アポリアは、兵役拒否者は自分の内面の自由と他者の犠牲が二律背反（ジレンマ）の関係であるとするものである。この主張は、国民全員が等しく義務を負うべきであり、国民の安全を確保するためには国家安全保障が重要であり、そのために大規模な軍隊が必要であり、国民は軍隊での任務に就く必要があるとする前提に基づく。しかし、この前提が妥当であるかどうかは、自明ではない。徴兵制を徹底することによって作られる大規模な軍隊を、「相手」国が脅威と認識して軍備を増強すれば、返って安全保障は脅かされるという「安全保障のパラドックス」に陥るかも知れない。徴兵軍による戦争で敗北するかも知れないし、「国民の安全を守る」とする戦争で、兵士として参戦し、死傷するかもしれない。国が武力行使する場合、守るべき自国民である兵士を守れないジレンマは常に存在するが、このアポリアについて語られることはなくアポリアの無視、個人（徴兵対象者）間のアポリアとして設定される。

この似非アポリアは、権力者によって準備されるが、一般の人々との共同作業によって強化される。自分の家族が出兵している人は、兵役拒否者に厳

(4) 兵役拒否者に向けられる社会からの批判、当事者が直面する良心の葛藤については、キム・ドゥシク『「平和主義」とは何か－韓国良心的兵役拒否から考える』山田寛人訳、かんよう出版、2017年他参照。

しい眼差しを向ける。現実には、入隊を拒否する兵役拒否者が、他の誰かを戦場に追いやるわけではない。この似非アポリアは、先のアポリアの粉飾と対をなすもので、国家の政策に同調しない人々は罰せられるのだと人々に示す機能を担っている。

個人（当事者）レベルでは、似非アポリアの作為性に気づくことで、解放される似非アポリアからの解放。自分が兵役拒否をするからと言って、必ずしも誰かが代わりに召集されるわけではないし、戦場に派遣される人に対して責任を負うのは兵役拒否者ではない。

3. 徴兵制に内在するアポリア

兵役は、それが課せられる個人にとっては、自身の生命をも左右しかねない重大な問題であることは論を待たない。軍隊で武器を手にすることが、自らの良心に反する人にとっては、自分が自分としての人格をたもてなくなるような危機的状況に追い込まれることを意味する。そのような人々は、自らの良心と国民としての義務との深刻なアポリアに直面する。

個人（当事者）レベル 国民としての義務 ⇔ 良心（信仰・信条）

国家レベル 政策遂行（義務の公平性） ⇔ 国民の権利保障（内面の自由）

国家安全保障 ⇔ 国民の生命

兵役拒否の制度が準備されていない場合、兵役拒否者は、自らの良心と国民としての義務のどちらかを「選択」することでアポリアを「克服」するしかない。古代ローマ時代からの兵役拒否の歴史の中で、多くのキリスト者が、「少しでも早く神のもとに行く」ことを選択した。ナチスドイツでは、多く

のエホバの証人が兵役を拒否して処刑されたアポリアの克服。もしも、徴兵制に兵役免除の規定があれば、徴兵対象者はこれを利用してアポリアを「回避」することができる。例えば、冷戦時代の西ドイツの徴兵対象者は、西ベルリンに移住することで合法的に徴兵を免れることができたアポリアの回避。合法的に逃れる方法もなく、入隊することも処罰されることも選ばない人は、行方をくらますことでアポリアを解消しようとした。ベトナム戦争時には、アポリアを作り出している状況がおよぶ範囲から外に逃れるため、多くの若者が合衆国から国境を越えてカナダに入国したアポリアの解消。徴兵制がおよぶ範囲内にいる場合には、常にアポリアに引き戻される状況にある。日本で山林に潜んだ人は、逮捕される危険性と隣り合わせだったアポリアの暫定的解消。国家の側からすると、彼らに対しては逃亡者として対処することができるため、元のアポリアについては度外視することが可能となるアポリアの解消。

3.1. アポリアの回避・緩和・解消方法としての兵役拒否制度

国家は、国民一人ひとりの国民の人権を尊重しすることをその存在意義とするならば、国民に対して良心に反する行いを強制することは、国家による自由権侵害となるというアポリアに直面する。そこで、国家は国民に対して兵役に就くことを強制する一方で、個人の内面の自由は国家権力によって侵されてはならないとする自由主義的観点から、特定の宗派の信者に対して兵役の義務を免除するようになった。厳格な非暴力の平和主義的信仰をもつ人々は、常に少数であり、権力に対して敵対的であったことはなく、彼らはよき国民であった。ただ、信仰上の理由から武器を手にすること、「敵」とされる人を傷つけることができなかつた。彼らは、国家が戦争をすることを批判するわけでも、国家権力に反逆するわけでもなく、自らの信仰が守られることが重要であったのである。それゆえに権力者にとっても、彼らの内面の自由を尊重することに問題はないばかりか、国民の自由主義的権利を保障

しているとして、自らの正当性を強化することができた「アポリアの「回避」」。

多くの人々が兵役を拒否するようになると、兵役拒否者も武器を持たない任務に就くことを可能にする制度が整えられるようになった。兵役の免除か処罰かの二者択一ではなく、兵役の役務を武力行使から別ものに「ずらす」方法であり、個人と国家の双方にとっての妥協である。妥協としての代替役務・民間役務は、国家にとっては、国民に課す義務の公平性と国民の内面の自由の保障とのアポリアを回避する手段となる「アポリアの「回避」」。兵役拒否者にとっては、良心の負担の少ない任務に就くことで、国民としての義務を果たすことができ、自らの良心と国民としての義務とのアポリアを緩和／解消する効果があった。第二次世界大戦時の沖縄戦での功績に対して米軍史上初めて良心的兵役拒否者として名誉勲章が授与された衛生兵デズモンド・ドス⁽⁵⁾は、武器を手にする事なく国家に貢献することができた「アポリアの緩和・解消」。

ただし、良心の審査が厳しかったり、代替／民間役務自体が可罰的である場合に、ジレンマは残る。代替／民間役務をも拒否する完全兵役拒否者は、処罰の対象となり、彼らのアポリアは解消されない。

現在、徴兵制を採用している国の多くは、代替／民間役務を整備している⁽⁶⁾。兵役拒否者にとっては、法に反することなく自らの良心に従うことが

(5) 米国陸軍の衛生兵だったデズモンド・ドス Desmond Doss は、沖縄戦での「勇敢な行動」が称えられて名誉勲章を受賞した。彼の生涯は、2016年に『ハクソー・リッジ (原題 Hacksaw Ridge)』(メル・ギブソン監督)として映画化された。

(6) 但し、多くの場合、兵役拒否者は、手続きの煩雑さや、厳格な良心の審査、軍隊での兵役よりも代替・民間役務の方が期間が長期であるなどの不利益を覚悟しなければならない。

国際的には、各国は兵役拒否権を保障すべきであるとされている。兵役拒否権の問題は、国連の少数者差別防止・保護小委員会 United Nations Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities によって検討されてきた。すでに1960年に委員会は、信仰の自由と差別されない権利として兵役拒否権を支持している。1970年には、国連の人権委員会も兵役拒否の問題を取り上げた。87年に委員会は1987/46決議によって、兵役拒否権の普遍的承認を勧告した。89年の1989/59決議は、再度兵役拒否権を支持し、国家に対して、必要であれば兵役拒否権を行使できるよう法改正することを訴えた。この後も、委員会は諸決議において兵

でき、国家にとっては、徴兵制という国家政策に対する批判を制度内に取り込むことができる。すなわち国家は、国民の内面の自由を尊重しつつ、国家が求める義務を対象者全員に課すことが可能になり、秩序を維持することができる。敷衍すれば、自由権を保障する兵役拒否制度は、潜在的な「反乱分子」や「弱虫」を軍隊の外にとどめ、軍隊内で「車輪のなかの砂粒」となりうる人を遠ざけるフィルターの役割を果たし、軍隊内での反乱者や殉教者の発生を防ぐ効果も期待されるものでもある⁽⁷⁾。

3.2. 新たなアポリア

個人の内面の自由には権力が介入しないという自由主義的な兵役拒否権の承認は、少数者にも配慮する国家像を示すことのできる方法であり、国家にとってはなんらのアポリアも生み出さないはずであった。そして、非暴力の信仰・信念をもつ国民にとっても、良心の危機に陥る状況から除外されるため、アポリアは解消したはずであった。しかし、兵役拒否者は少数である限りにおいて許容されたのであり、数が増えたとこの「恩恵」的制度は維持できなくなった。

第一次世界大戦期、国家は、世界大戦を戦うために十分な兵員を確保する必要に迫られた。多数の国民が徴兵の対象とされるようになると、特定の少数の宗派に属さない信者の中にも、聖書の教える「汝、殺す勿れ」に従おうとする人々や、資本家を利することになるとして戦争に反対する社会主義

役拒否権を支持した。委員会が根拠としたのは、世界人権宣言の3条（人の生存権、自由・安全権）、18条（思想、良心、信仰の自由）である。1993／84決議では、国家に対して、兵役拒否者を投獄しないよう注意し、代替役務は非戦闘・民間のものであり、懲罰的な性質ではなく、公共の利益のためになされるべきであるとしている。1995/83には、委員会は、兵役拒否権が世界人権宣言18条及び市民的及び政治的権利に関する国際規約18条の思想・良心・信仰の自由の合法的な行使であることに注意を喚起した。

(7) Ulrich Bröckling, 'Sand in the wheels? Conscientious objection at the turn of the twenty-first century, in Ozgur Heval Cinar and Coskun Usterici, *Conscientious Objection: Resisting Militarized Society*, 2009, Zed Books, p.57.

者らもが兵役を拒否するようになった。彼らの多くは「良心」的であるとは認められず、個人も国家もアポリアに直面するようになった。

戦時期の兵役という国民の命に関わる義務に、一部の人々のみ「特権的」に取り扱うのであれば、国民の「崇高な義務」を建前とする兵役制度そのものの正当性がゆらぎかねない。国民が果たすべき義務は国民に遍く課せられるべきであり、良心の審査は厳格になされる必要があった。しばしば兵役拒否申請者を追いつめるような聴聞もなされた。厳格な審査は、しかし、尊重すべき個人の内面の自由を脅かすことにもつながったのであるアポリアの継続。そもそも、個人の「内面」を国家が正当であるかどうかを判断できるとすることと、「個人の内面の自由を権力が犯してはならない」とする権利の考え方とは、原理的な矛盾がある。内面の自由は個人の良心に国家権力が介入しないことによって保障されるはずであるのに、「良心」と「良心でないもの」を国家機関が申請書や聴聞によって決めるのだとする袋小路（アポリア）を看過するか、意図的に無視／粉飾している。

良心の審査を経て兵役拒否が承認された人にとっては、自らの良心と国民としての義務とのアポリアは解消される。「承認を得ることが容易かどうか」という観点からすると、アポリアの緩和として捉えることができるアポリアの緩和・解消。しかし、せっかくの兵役拒否制度であっても、懲罰的な良心の審査が行われたり、役務の内容が軍に関わるものであったりすると兵役拒否者のアポリアは解消されないばかりか、苦悩を深めることもある。東ドイツの兵役拒否制度であった建設部隊は、国家人民軍内に設立されており、上官から日常的に侮蔑的に扱われ、自らの信仰生活も尊重されなかったアポリアの継続。

国家にとっては、個人の内面の自由の尊重と国家の課す義務とのアンチノミーというアポリアが生じるのは、徴兵制で強制するからであり、志願制とすることで解消できる。但し、入隊時は武力行使に良心の危機を感じなかった人も、軍隊での経験や戦場を体験することで、信念や信仰が変わる場合も

ある。そのような場合には、上官の命令と人権（兵士の内面の自由）のジレンマとなる。（兵士が自由に除隊できるのであれば、ジレンマには陥らない）。

3.3. 回避・緩和・解消されないアポリアのダイナミズム

東ドイツでは、徴兵制が導入された時、兵役拒否者にとっては、十分に良心の自由を尊重される制度がないだけでなく、拒否することによって大学進学や就職の際に著しい不利益を被るというアポリア状況にあった。それでもなお、彼らは、軍隊での役務につくことは自分の良心が許さないアポリアとして捉え、行動した。兵役がなければ反体制的な活動はしなかったであろう普通の人々が自分の良心（信仰・信条）を守ろうしたのである。彼らの存在が、東欧諸国では唯一だった兵役拒否制度である建設部隊の設立につながった。しかし、その制度はきわめて不十分かつ懲罰的であったため、建設部隊兵士らの良心は尊重されることはなく、そのことが、彼らを軍隊の外での活動に追いやった。

除隊後、彼らはそれぞれの居住地で平和や人権をテーマとして活動を行った。その活動は60年代半ばから継続され、女性や環境問題などをテーマとして活動していた人々と連携するようになった。政権政党である社会主義統一党の方針と反する活動が厳しく制限されていた東ドイツ社会にあって、彼らの活動は政策変更などなんらかの「成果」を期待できる状況ではなかった。しかし、それでもなお活動を続けたことが、1980年代後半に大きな広がりを見せる市民運動の基盤となったのである⁽⁸⁾。国家の側からすれば、社会主義統一党の方針とは異なる考えをもつ若者を建設部隊に取り込みつつ、隔離することで社会主義体制の安定化を図ろうとしたのであった。しかるに、建設部隊は、全国の暴力のない社会を望む若者同士が会おう場となったのであ

(8) 市川ひろみ「東ドイツにおける兵役拒否—その原理と社会的展開」『平和研究』第22号、1997年11月、82—91頁、同「東ドイツ『平和革命』と教会—建設兵士の活動を中心に」川越修、河合信晴編『歴史としての社会主義—東ドイツの経験』ナカニシヤ出版、2016年、166—192頁。

る。換言すれば、国家が人々を深刻なアポリアへと追いつめてしまったことで、市民運動への契機を与えることになったのだった。

4. 軍隊に内在するアポリア

4.1. アポリアの解消方法としての選択的兵役（命令）拒否

徴兵制であるか志願制であるかにかかわらず、軍隊にはアポリアが内在する。軍隊では、上官の命令に部下は服従することが求められる。それは、破壊力・殺傷力を行使できる組織には必須であり、厳格な命令服従関係は軍の秩序のためには根幹となる原理である。しかし、兵士・軍人⁽⁹⁾からすると、軍に入隊したからといって、どんな命令にも従える訳ではない。自らの良心が違法あるいは非人道的であるとする戦争や作戦への命令が下されると、その兵士は上官命令と自らの良心とのジレンマに陥る。

個人（当事者）レベル 内面の自由 ⇔ 上官の要求する義務

国家レベル 命令服従関係 ⇔ 兵士の人権

このジレンマは、兵士・軍人に選択的兵役（命令）拒否権が承認されることによって解消される。選択的兵役（命令）拒否は、個々の命令の違法性を問うものであり、兵士・軍人一人ひとりが、大義のない戦争、国際人道法違反の命令、非人道的な作戦ではないかなどを吟味するため、政府の政策を批判する潜在的な可能性を有している。

命令が違法・非人道的である場合、「違法な命令に従うことを自らの良心が許さない」という意味では、個人の内面の自由を保障するという観点から選択的兵役拒否と位置づけることができる。同時に、違法な命令への不服従

(9) 本稿では、命令を下す立場にある場合には軍人として、兵士と分けて用いる。

は、命令への正統な対応、職務を果たすよき軍人の行為として位置づけられる。すなわち、非人道的あるいは非合法的な命令を拒否する義務（＝抗命義務）としてである。

表2 徴兵制に内在するアポリア

		国家レベル	
個人 (当事者) レベル		政策遂行 (義務の公平性)	国家安全保障
国民としての義務		国民の権利保障 (内面の自由)	国民の生命
ジレンマ アンチノミー	⇔ 良心 (信仰・信条)	⇔	⇔
処罰・処刑	アポリアの「克服」 どちらかを選択する／強制される事 で「克服」される 例) ナチス時代のエホバの証人	アポリアの拒絶 アポリアは存在しないものとする フィクション	
制度上の免除	アポリアの回避 合法的抜け道 例) 明治時代の徴兵養子、西ドイ ツ時代のベルリンへの移住	アポリアの継続 制度の公平性への疑義・毀損	
忌避 (軍隊からの 無許可離隊／ 脱走も同じ)	アポリアの解消 アポリアをつくり出し出している状況 (土俵) から逃られた場合 例) ベトナム戦争時にカナダに逃 れた米軍徴兵対象者	アポリアの「解消」 尊重すべき良心をもたない逃亡者 として対処できる (人権保障制度 の不整備については不問)	アポリアの継続

<p>免除型兵役拒否</p> <p>代替・民間役務制度</p>	<p>アポリアの暫定的解消</p> <p>アポリアをつくり出している状況（土俵）から逃られられないと処刑・処罰される危険性</p> <p>例) 日本で第二次世界大戦中に行方くらました徴兵対象者</p>	
	<p>アポリアの緩和・解消</p> <p>申請が認められ免除、あるいは代替・民間役務に良心上の問題を感じない場合</p> <p>例) 「ハクソナーリッジ」の衛生兵</p> <p>アポリアの継続</p> <p>代替・民間役務も拒否する（完全兵役拒否）、申請の却下、軍に関わる代替役務／懲罰的な良心の審査・役務期間</p> <p>例) 東ドイツ国家人民軍建設兵士</p>	<p>アポリアの「回避」</p> <p>一部の例外を認めることで表向き の「回避」</p> <p>良心の審査による内面への介入は 残る</p>

4.2. 抗命権・抗命義務 = 批判的服従

抗命権・抗命義務を指導理念として制度化しているのがドイツ連邦軍である。第二次世界大戦後の西ドイツで軍隊は、ワイマール時代の「国家の中の国家」となってしまった帝国国防軍 Reichswehr とも、ナチス時代の国防軍 Wehrmacht とも異なる存在でなければならず、「民主的」な軍隊であるべきであった。そのため、1957年に設立された連邦軍では、国民は軍隊内であっても自由な人格として責任をもった市民でありつづけるべきだという理念が打ち立てられた。連邦軍の「指導像 Leitbild」は、「制服を着た市民 Staatsbürger in Uniform」であり、兵士は、「原理上、他の国民と同様の権利・義務をもつべきであって、それは一定の職務上の必要によって制限されるにすぎない」とされる。そして、「専門家としての軍人は、能動的かつ良心に基づく服従、すなわち批判的服従をなさなければならない」のである⁽¹⁰⁾。

軍人法第11条1項は、「兵士は上官に従わねばならない。兵士は、上官の命令を最善を尽くして完全に、誠実に、即座に遂行しなければならない」としている一方で、「命令が人間の尊厳を傷つける、あるいは任務外の目的のためになされた場合は、命令に従わなくても不服従にはあたらない。誤解が避けられない場合であり、兵士にとって知りうる状況ではその命令を法的救済によって抵抗することが期待できない場合にのみ、責任を負わない⁽¹¹⁾」と

(10) そのためには軍人・兵士の基本権保障(17a条)が重要であり、軍人法などによって保障されるようになった。すなわち、①軍人・兵士の選挙権を含む公民権の保障、②上官の命令権限および懲戒権の制限、③軍法会議の廃止、④勤務と余暇の分離、⑤下された命令に対する審査権、⑥ドイツ連邦議会の防衛監察委員の投入にいたるまでの調停者の参加などである。水島朝穂『現代軍事法制の研究－脱軍事化への道程－』日本評論社、1995年、60-61頁。

(11) 軍人法第2章兵士の義務と権利 第11条服従 兵士は上官に服従しなければならない。・・・人間の尊厳を傷つけるような、あるいは任務の目的に沿わない命令に従わない場合は不服従とはならない。そのような命令の過失による同意は、兵士が過失を回避することができず、彼に知りえた状況からはその命令に対して法的救済によって対抗できることが推測できなかった場合にのみ責任を免れる。(1) その命令によって犯罪を行うことになるような命令には従ってはならない。そのような命令に従った場合には、彼が犯罪を行うことになることを知っていたか、彼の知りうる状況でそれが明白であった場合にのみ、そのような命令に従った責任がある。

して不服従の権利を明記している⁽¹²⁾。このように軍人法は、兵士・軍人に「共に考えてなす服従 mitdenkenden Gehorsam」を求めている。「制服を着た市民」としての兵士は、下された命令の実行可能性や意味についての考え、あるいは命令の修正が可能となるような反対意見を提起するよう求められる。

命令への絶対的服従ではなく、批判的服従を求める規定は、兵士個人にとっては、違法・非人道的な命令に従うことを強制されることによる良心の危機を回避する手段となる「アポリアの解消」。上官にとっては、命令の権限の確認、意図しない法律違反を防ぐ（運転を命じられた兵士が運転免許証を保持していない場合など）という効果がある。

この批判的服従を実践したのが、連邦軍少佐フローリアン・プファフ Florian Pfaff である。彼は、戦場での情報管理をより効果的にするためのソフトウェアの開発に携わっていた。このソフトウェアが完成すれば、ドイツ連邦軍のみならず米軍も利用する。2003年4月、彼は、自分が違法であると考える米軍のイラク戦争を支援することはできないとして、このソフトウェア開発に携わることを拒否した⁽¹³⁾。プファフは、はじめ精神科医に送られ、

(12) この批判的服従の義務については、1994年ブダペストで行われた全欧安保協力会議（CSCE）首脳会議において、「安全保障の政治的・軍事的側面についての行動規約」（Code of Conduct on Politic-Military Aspects of Security, 3 December 1994）が合意された。第30項 各加盟国は、国際人道法ならびに武力紛争に関する規則、協定および関与について軍隊人員に教育し、また、当該人員が国内法および国際法上の自らの行為に個人的に責任をもつことを承知させる。第31項 各加盟国は、命令権限を付与された軍隊人員が関連する国内法と国内法に従ってその権限を行使するようにさせるとともに、当該権限の違法な行使に対してはそれらの法の下で個人的に責任を問われることや国内法や国内法に反する命令は下されてはならないことを承知させる。上官の責任は、部下の個人的責任を免責するわけではない。これによって、アメリカ、カナダ、ロシア、中央アジア諸国を含む50カ国以上の欧州諸国に共通の規範となった。この行動規範が概念的に依拠しているのは、1990年11月にCSCE首脳会議文書「新たな欧州のためのパリ憲章」が欧州共通の価値であることを宣言した「人権、民主主義および法の支配」という基本原則である。そこから、軍人の人権保障、国際人道法の教育・遵守などの原則が引き出されている。宮岡勲「OSCEの『安全保障の政治・軍事的側面に関する行動規範』－軍の民主的統制・使用に関する国際規範を中心に」『大阪外国語大学論集』第32号、2005年、172頁。

(13) Florian D. Pfaff, *Totschlag im Amt: Wie der friede vernanten wurde*, HWK Verlag,

一週間の検査の後、健康であるとされた。部隊服務裁判所は、2004年2月、「イラク戦争との因果関係はない」と判断して、命令違反により大尉に降格の判決を下した。これに対し、彼は、兵士に違法な命令に従わないことを求めている軍人法に基づき、連邦行政裁判所に控訴した。2005年6月裁判所は、「国連憲章および国際諸法の禁じる武力行使にかんがみ、イラクに対する戦争には重大な法的懸念がある」として、良心の自由に基づいた命令を拒否する権利を認めた⁽¹⁴⁾。判決は、軍人法の定める服務義務は、兵士が従うべき中心的な義務であるが、それは「絶対的な」服従を求めるものではないとして、次のように明確な判断を示した。軍人法第11条第1項1文および2文によって根拠づけられる、与えられた命令を「誠実に（最善の力で完全に直ちに）」執行しなければならないという個々の連邦軍軍人の中心的な義務は、無条件の服従ではなく、共に考える、特に命令を執行した結果—とりわけ自身の良心についての権利と倫理的な限界の制約を考慮した—をよく考えてなす服従を求めている」。

こうして、プファフは、軍隊内では解決できなかったアポリアを、最終的な判断を連邦行政裁判所にゆだねることで解消することができた「アポリアの解消」⁽¹⁵⁾。国家にとっても、軍隊内でのアポリアを連邦レベルに移し、より大きな枠組みで捉えることによってアポリアを解消することができた「アポリアの解消」。

しかしながら、戦場で命令を審査・拒否することは困難である。2002年にアフガニスタンのクンドゥスに非戦闘員として派遣されたクリスティアー

2008、「講演 軍人の抗命権・抗命義務—イラク戦争への加担を拒否したドイツ連邦軍少佐に聞く—」市川ひろみ訳『法学館憲法研究所報』創刊号、2009年7月、42～52頁参照。

(14) Urteil des 2. Wehrdienstsenats vom 21. Juni 2005 BVerwG 2 WD 12.04 (<http://www.bverwg.de/media/archive/3059.pdf>), 市川ひろみ「抗命する義務—批判的服従を实践したドイツ連邦軍少佐」、『わだつみのこえ—日本戦没学生記念会機関誌—』131号、2009年、5—12頁。

(15) もっとも、プファフに対しては、彼の勝利判決後も連邦軍内では昇進させないなどの嫌がらせが続いた。

ネ・エルnst＝ツェッテル Christiane Ernst-Zettel 衛生兵は、赤十字の腕章をつけずに警備の任務に就くよう命令された。彼女は、戦時人道法によれば、衛生兵は戦闘任務についてはならないのに、武器を持っての警備任務は、非常時には武力行使する可能性があるとしてこの命令に文書で疑問を呈した。これに対し、国防省は、クンドゥスは戦争状態ではなく、戦闘員と非戦闘員を区別する必要はないという見解を示した[アポリアの拒絶](#)。エルnst＝ツェッテルは、任務に疑問を呈したことで上官の安全を脅かし、仲間のことを考えずに行動したとして、懲罰的に本国に帰国させられ、さらに800ユーロの罰金を科された[アポリアの継続](#)。

批判的服従を指導理念とするドイツ連邦軍であるが、現実には、兵士・軍人がそれを実行することに対してきわめて制限的である。

表3 軍隊に内在するアポリア

		個人 (当事者) レベル	国家レベル	国家の生存 ⇔ 国民の生命	
上 官 命 令	⇔	良心 (信仰・信条)	命令従関係	⇔	兵士の人権
ジレンマ アンチノミー					
処罰		<p>アポリアの「克服」</p> <p>どちらかを選択する／強制される 事で「克服」される 例) 占領地への爆撃を拒否した イスラエル空軍パイロット</p>	<p>アポリアの拒絶</p> <p>アポリアは存在しないものとする フィクション (すべての命令は合 法であるとする)</p>		
選択的兵役拒 否制度		<p>アポリアの解消</p> <p>命令拒否が正当であると認められ る場合 例) イラク戦争を違法として命 令拒否したドイツ連邦軍少佐</p>	<p>アポリアの解消</p> <p>軍隊外での裁判によって国家によ る一方的な内面への介入を回避す る (公正な裁判が保障されるとい う前提)</p>		
批判的服従		<p>アポリアの継続</p> <p>命令拒否が正当であると認められ ない場合 例) アフガニスタンで命令に疑 問を呈したドイツ連邦軍衛生兵</p>			<p>アポリアの継続</p>

4.3. 抗命義務をめぐるアポリア

戦時人道法は、兵士が無辜の民間人を殺すことよりも、個人的なリスクを負うことを要求する。兵士は、自らが生き残る可能性を高めるために、無辜の民間人を犠牲にすることは許されない。敵に直面した時にさえ、自己保存は戦争ルール侵害への抗弁にはなり得ない。たとえそれが強制されたものだったとしても、彼らが従事している行為から直接にその義務が生じるのだとされ⁽¹⁶⁾、個々の兵士には、違法な・非人道的な命令には従ってはならない義務・責任がある。人を殺傷できる能力を有する兵士には重い責任が伴う。兵士は、戦争について意思決定をする立場になく、下された命令をひるがえす権限ももたないが、武力行使を遂行する主体として、その責任を追及される⁽¹⁷⁾。敷衍すれば、個人が、個々の国家より課された義務を越える国際的な義務を負うと考えられているのである⁽¹⁸⁾。

自衛隊においても、隊員に違法な命令には従わないことが求められている。自衛隊法第57条は、「隊員は、その職務の遂行にあたっては、上官の命令に忠実に従わなければならない」とするが、命令の内容は法令上命令を受ける者の職務に属し、適法で、実行可能なものでなければならない。命令に明白かつ重大な違法があると認められる場合、その命令は無効とされる。命令は、国内の軍事法制上合法であるのみならず、国際人道法をはじめとする国際法上の規程にも合致した命令でなければならない。自衛隊員が、命令の違法性

(16) マイケル・ウォルツァー『正しい戦争と不正な戦争』荻原能久監訳、風行社、2008年、551～553頁。

(17) もちろん命令を下す人についても、その責任が追求される。上官は、彼の指揮下にある部下の行った戦争犯罪に対して、彼がそれに関連する命令を下しているか、その行いの計画を知っていながら、それが実行されることを阻止しなかった場合、通常責任を負う。「軍司令官または事実上司令官として行動した人は、本裁判所の管轄に属する犯罪が、その者の実効的な命令および監督のもとにある軍隊によって行われた場合、または次に掲げる場合において、その人が当該軍隊に対する適切な監督を欠くことによって事件が発生した時にあっては、本裁判所の管轄に属する犯罪が、その人の実効的な権限および監督のもとにある軍隊によって行われた場合に、刑事責任を負うものとする。」(ICC規定第28条)

(18) 佐藤宏子『違法な命令の実行と国際刑事責任』有信堂、2010年、7頁。

を知りながら、あるいは違法であることが命令を受けた者の知ることのできた状況から明白であるにもかかわらず、犯罪命令を遂行した場合、刑事責任を問われる。間違った命令・違法な命令に従った場合、その責任から兵士個人も免れることはできないのである⁽¹⁹⁾。

ところが、戦争そのものや戦略の違法性が問われることはない。兵士が意図せずに戦争犯罪を犯してしまう可能性が高い戦場であっても、兵士をそのような状況に送り込んだ責任は問われない。その命令を執行するかどうかについて実質的には権限のない末端の兵士が、重い判断を迫られている。このことには、その原因を作りだした人々—上官や政策決定者ら—を相対的に免責してしまう側面がある。国は交戦規定を兵士に携帯させることで、自らを免責し、戦場の兵士に責任転嫁している。

旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所 ICTY の初期の判例では、戦争犯罪の場合、一般犯罪よりも、より一層、国際法の規範性を重視すべきであると考えられており、戦争犯罪に加担するような命令には、兵士は自身の安全が脅かされようとも従わないことが求められている。一兵卒であっても、軍人である以上一般人とは異なり、死ぬことを覚悟しているはずであって、殺害される現実の可能性に直面していたという事実を過大視してはならない。ましてや、高い階級の軍人であれば、死ぬ覚悟は一兵卒よりもっとできているはずだから、免責の抗弁は成り立たない。ジェノサイドの罪が問題となる場合には、脅迫ないし強制による犯行として免責されることはなく、刑の軽減の情状として考慮されるにすぎない⁽²⁰⁾。つまりは、兵士にとって「民間人を

(19) 2016年8月に放送された「自衛官とその家族—戦後71年目の夏」(MBS大阪毎日放送)の中で、防衛大学の授業風景が紹介されていた。海外での武力行使が現実的になった状況に即して教官は、幹部候補生に向かって、「君たちが命令をすれば、部下はその通りにする。誤った命令をした場合、その責任を負うのは彼らだ」と命令を下す側の責任の重さを強調していた。

(20) 多谷千香子『戦争犯罪と法』岩波書店、2006年、139～140頁。国際法で用いられる「抗弁」とは、英米刑法上の用語で、一般には、犯罪の定義にあるすべての要素が立証されているにもかかわらず、被告人を無罪とする効果をもつ諸事情を意味する。「抗弁を認めない」という表現は有罪を意味するが、減刑の可能性まで否定するもの

撃つよう命令された時、あるいは自分自身が死の危険にさらされたとき、（戦争犯罪者とならないためには）兵士は自らが死ぬことを選ぶ義務がある⁽²¹⁾」ことになってしまう。

選択的兵役拒否権が保障されていないと、命令を執行する当事者である兵士にとっては、命令を拒否することで自らの生命を危険にさらすことになるが、命令に従うと犯罪行為の責任を負うというジレンマに陥る。ドラジェン・エルデモヴィッチ Dražen Erdemović は、ボスニアで「スレブレニツァ虐殺」が起こった時、セルビア共和国軍の兵士だった。1995年、彼はムスリム人を銃殺するよう命じられた。彼は、他の兵士とともに、スレブレニツァから連行されてきた17歳から60歳までのムスリムの男性をブラニェボ農場で一列に並ばせ、背後から5時間にわたって銃撃し、1200人ほどを殺害した。エルデモヴィッチ自身は70人から100人を殺害した。彼は、殺害を命じられた際、「自分は（銃殺に）参加したくない。上官、あなたは正常ですか」と抗議の声をあげたが、上官に「嫌なら、お前も銃をこちらに渡して、向こうに並べ」と言われた。当時は、命令に従わない部下を上官が即決処刑してよいという状況で、エルデモヴィッチは森に逃げることも考えたが、逃げきれず殺される可能性もあり、仮に逃げおおせても、妻子の身に何が起こるか分からず、また、他の兵士が命令に従うことは間違いないので、仕方なく命令に従った。

エルデモヴィッチは、「自らの意思に反して殺害に加わったので自分の良心に従って証言したい」と、1996年に旧ユーゴ国際刑事裁判に出頭した。「自分は強制された。自らの命と彼らの命とどちらをとるか選択できる立場にはいた。しかし、自らの命を捨てたところで犠牲者の運命は同じだった。彼らの運命は自分よりもっと上の次元の人々の決断によって決まっていた。あの

ではない。佐藤宏美『違法な命令の実行と国際刑事責任』有信堂、2010年、22～24頁。

(21) Valerie Epps, The Soldier's Obligation to Die When Ordered to Shoot Civilians or Face Death Himself, *New England Law Review*, Vol. 37:4, 2003, 987-1013.

事件は私の人生を完全に破壊した」と証言した⁽²²⁾。エルデモヴィチは、家族のことを思い戦争犯罪者となることを選び、1998年に禁固5年の刑が言い渡された「アポリアの深刻化」。

選択的兵役拒否権を保障することは、下された命令に対する審査権を個々の兵士に保障することとなり、ひいては上官の判断を部下が評価することを意味する。厳格な命令服従関係を根本的な原理とする軍隊としては、受け入れ難い権利である。

(22) ブラニェボ農場での虐殺の後、ピリツァ文化センターでの殺害については、彼はこれを拒否し、免除されている。長有紀枝『スレブレニツァーあるジェノサイドをめぐる考察』東信堂、2009年、165～166頁。

表4 戦場での抗命義務に内在するアポリア

	個人（当事者）レベル	国家レベル
ジレンマ	生命・処罰の危険 ⇨ 戦争犯罪（違法な命令）	命令従関係 ⇨ 兵士の人権
選択的兵役 （命令）拒否 制度	<p>アポリアの解消 命令拒否が正当であると認められる場合 例) _____</p> <p>アポリアの深刻化 命令拒否が正当であると認められない場合 例) ムスリムの虐殺を拒否できなかつたセルビア軍兵士</p>	<p>アポリアの拒絶 アポリアは存在しないものとする フィクション（すべての命令は合法であるととする）</p> <p>アポリアの解消 軍隊外の裁判によって国家による一方的な内面への介入を回避する（公正な裁判が保障されるという前提）</p> <p>アポリアの継続</p>
		国家安全保障 ⇨ 国民の生命

5. 民営化された軍隊でのアポリア

国家にとって、兵役拒否をめぐるアポリアは、国民に武力行使を命令することからジレンマが生じる。その状況そのものを変えれば、国家はアポリアを回避できる。軍の任務を民営化すれば、国はもはや国民に命令／強制する必要はない。委託契約であるので、業務は発注側の国と受注する「民間人」との「同意」に基づいて行われる。たとえそれが兵士が行っていた同じ業務であっても、民間軍事会社社員が行うのであれば、国との直接の雇用関係ではなくアポリアは生じ得ないアポリアの拒絶。加えて、戦場での現地採用要員は、国家が守るべき国民でもなく、アポリアが生じうる範囲の外の存在として業務を行わせることができる。

業務を請け負う個人（当事者）は、契約（発注者と受注者が対等であるというフィクションのもと）に「同意」しているのであるから、アポリアとしては捉えることができないと思いつむアポリアの錯誤。

表5 民営化された軍隊でのアポリア

	個人（当事者）レベル 雇用主からの命令 ⇄ 良心 (信仰・信条)	国家レベル 国家安全保障 ⇄ 国民の生命
ジレンマ アンチノミー	<p>アポリアの錯誤 契約関係であることから、アポリアは存在しえないものと思いつむ</p>	<p>アポリアの拒絶 アポリアは存在しないものとするフイクション（契約関係への逃避）</p> <p>アポリアの拒絶（国民） 軍と直接の雇用関係にないとして 例) 米軍の民間軍事会社社員</p> <p>アポリアの拒絶（国民以外） 国家が守るべき対象の域外として 例) アフガニスタンの米軍による現地採用要員</p>

おわりに

兵役拒否者は、国民が担うべき義務を果たさない存在であり、「真っ当な国民像」からの逸脱として捉えられてきた。しかし、兵役拒否をアポリアの観点から捉えることで、そのような位置づけは原理的に当たらないことが明らかになった。国家は、個人の内面に介入することは許されるべきでなく、国家は個人の内面の自由を保障しなければならない。その理念に従えば、個人の信仰や信条について、個人と国家は対等な関係にあると捉えることができる。

個人の信仰や信条は国家に従属するものではないため、それが国家の要求する義務に反する場合、個人も国家もアポリア（アンチノミー・ジレンマ）に直面することになる。その時、アポリアから目をそらさず、「それでもなお」そのアポリアを解こうとした人々いた。彼らの行動は、兵役拒否をめぐるアポリア状況を変容させてきた。当初、国家の課す兵役を拒否することは処刑されることさえ意味するジレンマ（自分の生命か良心の自由か）であったが、今日では、（現実には理念上に留まるものであるとしても）軍隊内での命令拒否さえ制度化されている。この変化をもたらしたのは、国民はあまねく兵役を果たすべきであるという国家政策が、重大なアポリアを孕むものであることをその行動によって示してきた人々の営みである。アポリア状況に追い詰められていたからこそ、人々は行動を起こさざるを得なかった。

兵役拒否権を保障する制度が整備されたことによって、多くの人々にとってはアポリアが緩和・解消されてきた。そのことは、とりもなおさず兵役拒否が体制内化されることであり、アポリアとして問題提起の契機となる機会が失われることでもある。さらに、国家は、軍の志願兵化、民営化によって国民と間で生じうるアポリアを回避することができる。現在では、軍隊内業務の民営化が急速に進められており、そこでは、国家はもはや国民に命令／強制する必要はない。委託契約であるので、業務は同意の下に行われる。業

務の請負契約という形によって国家と切り離されることで、個人のかかえる現実のジレンマは自己責任とされ、ジレンマとしては認識されない。アポリアが生じないようにすることで、国家は、異議申し立ての契機を取り去ることに成功したといえよう。

兵役拒否をめぐって、今後、改めて何をアポリアとして認定するのが問われている。

